

令和3年第3回川西町 議会定例会会議録

令和3年9月21日 火曜日 午後1時39分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 伊藤寿郎

出席議員（13名）

1番 井上晃一君	2番 遠藤明子君
3番 渡部秀一君	4番 寒河江司君
5番 吉村徹君	6番 島貫偕君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 淀秀夫君
11番 高橋輝行君	13番 伊藤寿郎君
14番 鈴木幸廣君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 原田俊二君	副町長 山口俊昭君
教育長 小野庄士君	総務課長 大滝治則君
安全安心課長 後藤哲雄君	財政課長 坂野成昭君
まちづくり課長 針生富雄君	政策推進課長 遠藤準一君
住民課長 近祐子君	福祉介護課長 原田智和君
健康子育て課長 金子征美君	産業振興課長 井上憲也君
農地林務課長・農業委員会事務局長 内谷新悟君	地域整備課長 奥村正隆君
会計管理者・税務会計課長 有坂強志君	教育文化課長 安部博之君
農業委員会会長 大沼藤一君	監査委員 島貫憲明君

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 (第 4 号)

令和3年9月21日 火曜日 午後1時39分開議

日程第 1 議第54号 川西町過疎地域持続的発展計画の策定についてから議第51号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について

(総務文教常任委員会委員長)

(産業厚生常任委員会委員長)

(予算特別委員会委員長)

日程第 2 議第39号 令和2年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから議第45号 令和2年度川西町水道事業会計決算認定についていまでの付託議案の審査報告について

(決算特別委員会委員長)

日程第 3 議第58号 虚空蔵山西線道路改良工事(2工区)請負契約の締結について

日程第 4 議第57号 令和3年度川西町一般会計補正予算(第4号)

日程第 5 発議第26号 コロナ禍による激しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

日程第 6 発議第27号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について

日程第 7 発議第28号 議員の派遣について

日程第 8 請願の審査報告

請願第3号 小松幼稚園周辺道路整備についての請願

(産業厚生常任委員会委員長)

請願第5号 米の需給調整に関する請願

(産業厚生常任委員会委員長)

日程第 9 発議第 29 号 閉会中の継続審査について

日程第 10 旧庁舎跡地利活用調査特別委員会報告

(旧庁舎跡地利活用調査特別委員会委員長)

日程第 11 発議第 30 号 特別委員会の設置について

日程第 12 発議第 31 号 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第 12 まで議事日程のとおり

日程の追加

追加日程第 1 発議第 32 号 米の需給調整に関する意見書の提出について

追加日程第 2 発議第 33 号 閉会中の所管事務調査について

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回川西町議会定例会第21日目の会議を開きます。

(午後 1時39分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎議第54号 川西町過疎地域持続的発展計画の策定についてから議第

51号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計補正
予算(第1号)までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第54号 川西町過疎地域持続的発展計画の策定についてから議第51号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該10議案については、本定例会第1日目の9月1日本会議において、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしましたものであります。その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

初めに、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長井上晃一君。

(総務文教常任委員会委員長 井上晃一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 総務文教常任委員会付託議案審査報告をいたします。

令和3年9月1日、第3回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託

された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

審査日程、議案説明のため当局より出席した者、付託議案につきましても、記載のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第54号 川西町過疎地域持続的発展計画の策定について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、本町の持続的な発展を目指すため、本計画を定める旨の説明を受け、計画に基づく目標値に到達するよう意見を付した。

(2) 議第52号 川西町過疎地域固定資産税課税免除条例の設定について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、本町の固定資産税を課税免除するため設定する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第54号 川西町過疎地域持続的発展計画の策定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第52号 川西町過疎地域固定資産税課税免除条例の設定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長高橋輝行君。

(産業厚生常任委員会委員長 高橋輝行君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 産業厚生常任委員会付託議案審査の報告を申し上げます。

令和3年9月1日、第3回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案について、審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

- 1、審査日程、記載のとおりであります。
- 2、議案説明のため当局より出席した者、住民課長以下、記載のとおりであります。
- 3、付託議案、別紙議案付託表のとおりであります。
- 4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果について申し上げます。

(1) 議第53号 川西町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する旨の説明を受けた。

(2) 議第55号 町道路線の認定について。

メディカルタウン整備事業に伴い、商業区域並びに住宅区域内に新設する町道を認定する旨の説明を受けた。当該地は軟弱な地盤であることを十分踏まえて施工に当たるよう意見を付した。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終

結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第53号 川西町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第55号 町道路線の認定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長寒河江 司君。

(予算特別委員会委員長 寒河江 司君 登壇)

○予算特別委員会委員長 川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る9月1日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第46号 令和3年度川西町一般会計補正予算(第3号)、議第47号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第48号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第49号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議第50号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第51号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、以上6議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

さらに、本日開かれた予算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質

疑を行い、慎重審査の結果、付託された6議案は、いずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第46号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第3号）、議第47号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第48号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第49号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第50号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第51号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上6議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後、十分検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局より諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご協力いただきました。

これで予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております令和3年度川西町各会計補正予算6議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第46号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第3号）、議第47号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第48号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第49号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第50号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第51号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上6議案について、予算特別委員会委員長の報告は6議案とも可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第39号 令和2年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから議第45号 令和2年度川西町水道事業会計決算認定についてまでの付託議案の審査報告について

○議長 日程第2、議第39号 令和2年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから議第45号 令和2年度川西町水道事業会計決算認定についてまでの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

この際、議員選出の吉村 徹監査委員は、監査委員席にご着席ください。

当該7議案につきましては、本定例会第3日目の9月3日、本会議において決算特別委員会に審査を付託したものであります。その審査結果について報告がありましたので、これを議題といたします。

決算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長神村建二君。

(決算特別委員会委員長 神村建二君 登壇)

○決算特別委員会委員長 川西町議会決算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る9月3日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第39号 令和2年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第40号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第41号 令和2年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第42号 令和2年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第43号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第44号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第45号 令和2年度川西町水道事業会計決算認定について、以上7議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会を設置し、示された日程に従い、町長、副町長、教育長をはじめ関係課長等職員の出席を求め、令和2年度における主要な施策の成果及び予算実績報告書を中心に詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

さらに、本日開かれた決算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑、討論を行い、慎重審査の結果、付託された7議案は、いずれも認定すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第39号 令和2年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第40号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第41号 令和2年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第42号 令和2年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第43号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第44号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第45号 令和2年度川西町水道事業会計決算認定について、以上7議案につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいますようお願いいたします。

また、決算審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご協力をいただきましたことに感謝の意を表し、決算特別委員会の報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長 決算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております令和2年度川西町各会計決算認定7議案につきましては、決算特別委員会において、十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

吉村 徹監査委員は自席にお戻りください。

直ちに採決に入ります。

議第39号 令和2年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第40号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第41号 令和2年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第42号 令和2年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第43号 令和2年度川西町介護保険事業特別会

計歳入歳出決算認定について、議第44号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第45号 令和2年度川西町水道事業会計決算認定について、以上7会計決算について、決算特別委員会委員長報告は7会計とも認定とするものであります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第58号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）請負契約の締結について

○議長 日程第3、議第58号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第58号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、命によりまして、議第58号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）請負契約の締結について、これを提案、ご説明を申し上げます。

令和3年9月10日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき指名競争入札に付した虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、契約の目的でございます。虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）でございます。

2、契約の方法、指名競争入札による契約でございます。

3、契約の金額、金5,940万円でございます。

4、契約の相手方、山形県東置賜郡川西町大字下小松2972番地2、株式会社黒澤技建、代表取締役曾根祐司でございます。

本日付、町長名でございます。

それでは、契約の内容につきましては、別紙ホチキスでとじられております資料、こちらをご覧くださいと思います。

最初でございますが、1枚目については、建設工事請負の仮契約書でございます。

工事名については、虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）。

工事場所については、川西町大字時田地内でございます。

工期でございますが、本契約の効力を生じた日から令和4年3月25日まででございます。

請負代金額につきましては、5,940万円でございます。

契約保証金、それから前払金につきましては、記載のとおりでございます。

この契約書の1、2、3というところで記載をしておりますが、2番目のところをご覧くださいと思います。

2、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するというところでございますので、これをもった仮契約書でございます。

契約月日については、令和3年9月13日。

発注者については、町長名でございます。

受注者につきましては、川西町大字下小松2972番地2、株式会社黒澤技建、代表取締役曾根祐司でございます。

1枚めくっていただきまして、今回契約を行います虚空蔵山西線（第2工区）の工事概要ということで、A3判の横書きでございますが、こちらをご覧くださいと思います。

まず最初に、この図面の一番右側の上、位置図というところでございます。少々小さくて大変申し訳ございませんが、虚空蔵山西線全体の位置図を記載したところでございます。

虚空蔵山西線については、川西町区間としては、事業区間1,080メートルというところでございまして、川西町区間から米沢市のほうでは、市道になりますが、広幡西廻り線、事業

区間としては283メートルということで、米沢市さんが工事をする予定でございます。これが国道287号につながる全体の路線でございます。

今回、第2工区の工事箇所でございますが、この位置図に記載をしておりますが、施工延長、赤で明示しております538.5メートル、この区間についての工事契約でございます。

今回、第2工区という工事でございますが、今年の6月下旬でございますが、第1工区として、令和2年の補正予算でございますが、繰越しをしております。この工事をもちまして、現在工事を進めておる箇所がございます。これにつきましては、今回の図面で申し上げますと、下の路線図を見ていただきたいわけですが、黄色く塗られている部分がありますが、ここ240メートルほどの区間でございますが、第1工区としては、この区間について、道路の地山を出すための掘削工事、土工事を主体に、金額的には4,900万でございますが、第1工区として既に工事を発注しているところでございます。

今回、この契約で発注を予定している工事でございますが、まず、今回、先ほど申し上げた1工区の工事を行っている黄色い部分でございますが、ここは地山の掘削でございますので、路体という部分がまだできておりませんので、切土で軟弱地盤でございますので、この黄色い部分につきましては、地盤改良を行いながら、道路としての路体の支持力を出すための工事をする予定でございます。

それから、図面で申し上げますと、ピンク色で塗られている区間がございます。ここについては、盛土の区間でございますので、購入土を締め固めながら路体を造っているということで、路床盛土の工事を行うものでございます。路床盛土については、2,030立方メートルの工事と予定しているところでございます。

それ以外につきましては、水色で表示をしておりますが、この路線の全体の排水構造物、これを施工する予定でございます。内容については、側溝工806メートルでございます。そのほか、カルバート工27メートル、集水柵工が15基、これを予定するものでございます。

今回、この工事を実施しますと、この区間の路体という部分が全部出来上がりますので、来年の耕作には支障のないよう工事を進めるものでございます。

続きまして、もう一枚資料をめくっていただきたいと思っております。

虚空蔵山西線の道路改良事業についての進捗ということでございます。

本路線につきましては、平成25年度から概略設計を始めながら、これまで道路改良工事を実施してきたところでございます。進捗状況としては、2のところに書いておりますが、令和3年8月末現在ということでございますので、先ほど申し上げた令和2年度繰越し第1工

区の事業費を含めた進捗状況を記載しているところをごさいますて、全体事業費が6億1,500万ほど予定をしておりますが、1工区までの発注済みの事業費として3億4,285万3,000円というところで、進捗率については55.7%でございます。ここに今回、5,940万という工事を発注いたしますので、それを加えますと、進捗率としては65%というような進捗になる予定でございます。

次に、供用開始の予定でございますが、本路線につきましては、先ほど申し上げましたとおり、川西施工分と米沢市の市道の施工区間がございますので、これまでも米沢市さんというろいろ情報共有をしながら進めてまいりました。その中で、米沢市さんと歩調を合わせながら、現在の見通しとしては、令和5年度内の本道路の供用を目指してまいりたいという状況でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

高橋輝行君。

○11番 この事業については、契約案件であります。この際、資料もありますので、簡単にお尋ね申し上げるわけですが、5年で終わるんでないかというものが、進捗ですが、順調にいきましても、令和5年度となりますと、そこで順調に終わったとしても、9年かかることとなりますよね、町長。これは政治的な、私は道路だと思うんです。

つまり、国の交付金事業ということになりますけれども、やはり、基本である社会資本整備総合交付金、有利なこの制度に向かって予算獲得をするということが基本だと思うんですが、原田町長の示されている予算は、3分の2ぐらいがいわゆる国の交付金分で、あとの3分の1ぐらいが、おおよそですが過疎債ということで、率の悪い事業、そういう金の使い方をされているわけでありまして、これ、率のいい、いわゆる高配当の、本来の社会資本整備総合交付金、これに町長、向かっていくということが基本だと思うんですが、この際、簡単に意気込みをお尋ね申し上げたいと。

さらに、ざっと計算しましても、全長のうち川西分が、1,000メートルのうち約500メートルちょっととなりますと、進捗率でありますとおり、ざっと半分近く、45%ぐらいが残っていると。これ単純計算で、ここにありますとおり、早期供用開始を願うがゆえに心配して申し上げるわけなんですけれども、今年の令和3年度の予算も9,000万のざっと予算を置きながら、6,000万でしょう、令和3年度だけでいくと。そのペースでいきますと、残り3億4,000万を6,000万ずつ発注すれば5年かかりますよ、これ。

令和3年度でしょう、今。4年、5年、この2か年で、私は、目指すという気持ちは分かりますけれども、ここに書いた以上は、不転の決意で原田町長はおやりになると思うんですけれども、1億5,000万、1億6,000万からの4年、5年、予算をつけて初めて供用開始になるわけですよ。9,000万の予算を置いたのに、6,000万の発注、3,000万は結局できなかつたと、しかも配当の悪い金額ということでは、全くここに書かれている目標というものは、絵に描いた餅という表現で言わざるを得ないと、こうなるんですけれども、大丈夫なんですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 詳しい内容につきましては、奥村地域整備課長から説明させますけれども、様々な補助事業が国交省であったものが一般財源化されて、社会資本整備総合交付金という形で事業予算となりました。この内容も、時代、時代が変わりまして、我々も強く枠の確保、国全体の増額要望をしてきたところでありますが、ほかの自治体も同じように、要望額に満たないという状況が長く続いておりまして、今回、国のほうでは、改築事業についてはなかなか認めてもらえない、交通安全施設とか橋梁の維持・補修とか長寿命化、こういったものに重点的に社会資本整備総合交付金が充てられているということもありまして、緊急国土強靱化の予算がスタートしますので、それに手を挙げながら、国の支援を確保していきたいという考え方で、このような計画を立てたところであります。

詳しい内容につきましては、地域整備課長から説明させます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 ただいま、社会資本総合整備事業の全体の現状については、町長が申し上げた内容ということでございまして、当初、虚空蔵山西線をしたときには、65%ほどの交付率ということだったんですが、国の制度も変わりまして、昨年度あたりまでは57%という、交付率自体が縮減をされたという経過があったわけですが、ただ、先ほど町長からありましたように、国土強靱化の計画というものも、昨年度本町が策定をしたということがあって、令和3年度の部分では、この路線については重点化というような位置づけもいただきながら、今回からは62.7%という補助率のかき上げがなったということでございまして、全体的な交付率からすれば上昇しているというようなところで、町としては貴重な財源を使いながら整備を進めているというような内容でございます。

その中で、先ほど高橋議員からあったんですが、残り、令和5年度で3億4,000万というお話はあったわけですが、資料を再度見ていただきたいということでございまして、

全体事業で6億1,500万でございますので、発注済みが3億4,300万ということでございます。ここに今回の2工区の発注済みを加えると、約4億円が発注済みだという計算になりますので、残りの事業費については2億1,000万の予定ということでございますので、これを予算の獲得を要望を強く申し上げながら、令和5年度の開通、完成に向けて努力してまいりたいというところでございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 契約案件ですから、そう細かくは、また申し上げる機会があると思うんですけども、今、計数的なことをまず最初、課長申されましたが、全体の額に対する残分だけ申し上げます。今、課長が言った2億1,000万でしょう。2億1,000万ですから、町長ね、4年度と5年供用というふうに書いているわけだから、しかも、これは川西だけの約束でなくて、米沢と約束したんだと、こういうことでしょう。その2億1,000万を令和4年、5年で終わらすには、幾らずつになりますか。1億500万ずつでしょう。土壌改良関係で何か問題が出れば、またかさむわけですけども。1億からの予算をまず置かなければならない。

つまり、今申されたことは、令和4年度の、いや、道路は虚空蔵山西線だけでないよ、これは分かるんだけども、まず虚空蔵山西線だけについてお約束は、そうすると、1億500万ずつ、1億の予算を令和4年度、虚空蔵山西線については予算を置くと、こういうことなんですな。そうでなければ、話のつじつま合わないでしょう。

私が信用できないのは、今年も令和3年度、9,000万を置きながら、このままでいけば6,000万は消化すると。しかも、配当の悪い事業が3分の1、事業費が、財源が。

いずれにしても、財源の関係は、国の制度が変わり、事業の見直しという言い訳ですけども、だけれども、高配当の分の予算が、配当が悪くても、あとの残りについては過疎債を使えるという、いわゆる、若干率が悪くなりますけれども、原田町長の言う過疎債については70%、補助金もらったと同じだという考え方のようですけども、いずれにしても、配当の悪い過疎の金を使って、そして1億にするんだと、1億500万にするんだと、こういうことを言っているわけですね。こういう約束をしたということですよ。計数的な数字でなくて、町長のご決意です。そうでなければ話が合わないでしょう。

付いたは分かった。もしかすると、3分の2でなくて半分になるかもしれない、国の高配当の事業費が、予算が。その分だけ、いわゆる過疎債を使える、単独の起債事業が増えていくと、こういうふうにするということですね。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 この路線につきましては、高橋議員からも強い要望をいただいてまいりましたし、事業の促進を図っていかなくちゃいけないというのは十分理解をしているところでございます。様々な交付金活用、また、米沢市さんとの協調した形での事業推進を図らなくちゃならないということで、様々な調整もさせていただきながら今日を迎えてしまった、長い時間経過したということについては、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

令和2年度の国の補正でも、今回手を挙げさせていただきましたけれども、令和3年度についても新たな形で、補正等についても調査・要望などがあれば、積極的に手を挙げていきたいという思いでおりまして、何とか今年度、さらには4年度、5年度の中で、米沢市さんとゴールを目指してまいりたいと考えております。

3年度の補正がまだ見えませんが、あれば手を挙げたい、さらには、なくても、4年度、5年度で完成を目指すために予算を組み立てていきたいと考えております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 だから、私、我田引水的な、何か奥田と時田が近い、隣だから、そんなこと言っているんで、何か私の強い要望なんて言っているけれども、私そんな、個人的に言ってなくて、今の議長も副議長時代に、誰に頼まれたか分からないけれども、虚空蔵山西線どうなっているんだと。これ、町民挙げての一つの目玉事業ですよ。それを言っているんです。

また元に戻りますけれども、今、5年度を目指すという言葉は別として、計画としては4年度と5年度で終わらすということになれば、1億の予算を、虚空蔵山西線に限り申し上げるならば、その予算を置くと、こういうことですね。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 予算措置をしながら、令和5年度完成を目指してまいりたいと思います。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第57号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第4号）

○議長 日程第4、議第57号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第4号）、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第57号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第4号）をご提案申し上げます。

令和3年度川西町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,645万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億848万1,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして、坂野財政課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、議第57号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条の内容につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

本日付提出、町長名でございます。

この内容につきましては、別紙の資料を準備しておりますので、こちらでご説明申し上げます。

A4縦の裏表印刷しております議第57号資料、こちらをご覧いただきたいと思っております。

まず、1ページからありますが、令和3年度川西町一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。この内容につきましては、さきの9月16日議会全員協議会でご説明した内容でございますが、改めて主な内容だけご説明を申し上げます。

1、歳出についてでございますが、性質別に区分した金額及び主な補正の内容についてご説

明いたします。

ナンバー1、人件費であります。補正額200万円の増額であります。これは、一般職員の給与費等で、時間外勤務手当を増額するものでございます。

2の補助費等であります。3,764万9,000円の増額、この中で、1つ目、協働のまちづくり推進補助金で、各地区交流センターへコロナ対策補助金を交付するものでございます。7地区へそれぞれ20万円ずつということで、140万円の増額であります。

一つ飛びますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、これは補助金等ではありますが、経営支援交付金、これは、1号補正で予算措置をいたしました各事業者に対する経営支援交付金に上乗せをする部分の追加補正、また、プレミアム商品券等の新たな発行に係る補助を行うものであります。3,543万7,000円の増額であります。

続いて、ナンバー3、物件費3,158万4,000円の増額であります。

1つ目、電子自治体推進、これは備品購入費で、ウェブ会議用のパソコン、モニター整備を行うもので、323万6,000円の増額であります。

次の防災対策拡充、これは委託料等ではありますが、防災行政無線のアプリの整備、また戸別受信機整備等を行うものでありまして、2,066万9,000円の増額であります。

次の町有財産維持管理経費、これは備品購入費で、町有施設への空気清浄機の整備を行うもので、533万2,000円の増額であります。

そのほか、各施設にサーマルカメラ等の整備を行う経費もでございます。

続いて、ナンバー4、普通建設事業費（単独）2,522万6,000円の増であります。

1つ目、地区交流センター管理運営、これは工事費で、地区交流センターの空調設備を行うもの、この事業については、東沢地区交流センターのホールにエアコンを整備するものでありまして、514万8,000円の増額であります。

3つほど飛びますが、幼稚園施設整備、こちらも工事費で、北斗幼稚園並びに美郷幼稚園の網戸の設置工事を行うものであります。233万5,000円の増額であります。

次の川西町交流館整備、これも工事費で、川西町交流館あいばるのホールの空調整備を行うもの、1,678万3,000円の増額であります。

歳出の合計9,645万9,000円。

続いて、2の歳入であります。2つございます。

1つ目が、国庫支出金、2,046万円の増額であります。これは、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金でありまして、国の3次補正の追加分及び事業者支援分として追

加内示があった分の増額であります。

ナンバー 2、繰入金7,599万9,000円、財政調整基金繰入金、これは財源調整によるものであります。

歳入合計も9,645万9,000円の増額となります。

なお、表の下に参考として載せておりますが、今回の4号の補正後、財政調整基金の残高は2億9,314万4,000円となる見通しでありまして、これを令和3年度の標準財政規模に占める割合を計算しますと、4.4%となります。

続いて、裏の2ページのほうをご覧ください。

今回、4号補正の財源更正事業の一覧であります。この財源更正についてであります、ただいまご説明申し上げました1ページの増額補正を行うもののほかに、事業予算の増減は行わないものの、財源である臨時交付金と一般財源の入替えを行う事業であります。

ナンバー1から14まで14事業ございまして、先日の議会全員協議会の資料では13事業とご説明いたしましたが、精査の結果、14事業ございました。

今回、財源更正を行う理由についてであります、4月以降約半年、様々なコロナ対策を実施してきた中で、これまでの事業実施状況から、ある程度、年間所要額が見えてきた事業がございまして、また、事業費が確定したものもございまして。この表の中で、ナンバー4をご覧くださいと思います。

こちらは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業であります。これは、事業活動に影響を受けた町内事業者に対しまして、経営支援交付金・新生活対応交付金の支給を行う目的で、今年度の補正予算（第1号）において、約1億5,300万円、全て臨時交付金を財源として予算措置した事業であります。これまでの申請状況と今後の申請見通しを踏まえ、当初見通しから申請件数が減となっても、弾力的な運用を図れるよう、臨時交付金を4,766万6,000円減額し、他の事業に振り替えるため、財源更正を行うものであります。

こちらのナンバー4の表をご覧くださいますと、国・県支出金の欄を4,766万6,000円減額し、その右隣にあります一般財源に同額プラスしております。

次の、ナンバー5をご覧くださいと思います。

観光施設型新型コロナウイルス感染予防対策事業であります。これは、ダリヤ園・置賜公園のトイレの非接触化を行った工事ではありますが、事業が完了し、事業実績に合わせて臨時交付金を168万2,000円減額し、他の事業に振り替えるため、財源更正するものであります。

この2ページの表のほかの事業につきましては、一般財源を減額し、国の臨時交付金を増

額する財源更正であります。これは、年度末の事業実績額が予算額に達しない場合でも、国の臨時交付金を全て有効活用するため、臨時交付金の対象となる事業を拡大、あるいは対象額を拡大するために行うものでございます。こちらのほうは、ご覧いただきまして、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長　ここで休憩いたします。

再開時刻を午後3時5分といたします。

(午後 2時50分)

○議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時05分)

○議長　本案に対する質疑を許します。

4番寒河江 司君。

○4番　4番です。

私からは、感染症の緊急経済対策で、第1回目、法人が60万、個人が30万でおあげしたと。その中で、今度は上乗せ支援の追加をやるんだということで、それが売上げの50%減だという方に対して、法人が40万、個人事業主が20万上乗せして100万と、あるいは50万にするんだということをお伺いしましたけれども、これ、担当課で申請する方、まだ未定なわけですよ。どのぐらいあるか、100件あるか、150件あるか、これは申請が来ないと分からないと。

しかし、この予算を組んで、もう終わりです、頭打ちで予算終了ですというふうになったら、せっかくの支援があだとなるというふうな気がしますので、ここら辺の、担当課がどのぐらい枠を持っていて、どのぐらいの支援をするのかということ、この辺ちょっと明確にできるんならば、教えていただきたいと思いますが。

○議長　井上産業振興課長。

○産業振興課長　経営支援交付金の上乗せ措置の部分の予算の置き方ということになりますが、先日の議会全員協議会の際には、一応要件のほうを申し上げておるところでございます。その要件の下で、どのぐらいの事業者を見込んでいるのかというご質問でございますが、予算を計上する際の置き方といたしましては、法人事業者、上乗せ金額が40万となりますが、法人事業者につきましては、16事業所を見込んでございます。

一方、個人事業者上乗せ支援分は20万というふうに見込んでおりますが、この事業者数につきましては34事業所、合計50事業所で、予算額といたしましては1,320万円というような見込みの下で、予算を計上させていただいておるところでございます。

なお、ただいまのご質問の中で、予算の範囲内で終了するのかといったご質問でございましたが、当初、第1弾といたしまして、現在、法人60万、個人が30万、この部分につきましては、前年、前々年比の売上げと比較して20%といった条件、これを付しておるところでございますが、これらの事業費と合わせた中で総体的に該当される方には、全てこの交付金が交付できるように、私どものほうでも調整をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 やっぱり有効に使っていただきたいというふうに思いますし、全く困っています。それで、交付金を出す際は時間を置かないで、申請して、いつ出すのだというふうに言われないうにだけひとつ、ここら辺だけはスムーズに、一般質問の回答書みたくスムーズに出していただきたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長 ほかに。

高橋輝行君。

○11番 寒河江 司議員の質問あるいは内容に尽きるわけでありませけれども、この際、あえてお伺いしたいんですけれども、工夫という話をされましたよね、町長ね。つまり独自の、町は町でのそれぞれの事情が違うわけでありませ。全国あまたにある、県内にあっても。

この工夫という部分なんです、工夫というのは、いわゆるどういふことを申されているのか、ちょっと、最初課長からですか、工夫。つまり、かなり幅があるというか、何でもいふということではないと思うんです、工夫という。これは原田町長の腹一つ、こういうことも含めて工夫というんですか、お尋ねしたい。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまの高橋議員のご質問にお答えいたします。

コロナ対策での工夫といいますか、私どもも町内の事業者様、様々、あるいは教育施設、幼児施設等などの状況を踏まえまして、コロナ対策として、いかに有効に臨時交付金を活用できるかという観点で、担当課とも予算編成の時点でやり取りをしております。地域の実情に合わせて、全市町村が同じ中身でという形にはなっていないと思いますが、それぞれ独自、必要な部分を優先的にという観点で予算措置をしているところでありませ。そういったとこ

ろが独自に工夫しているというふうに捉えていただければというふうに存じます。

○議長 原田町長。

○町長 本町内で感染が出ないように、様々な施設も管理運営で効果的な対策を講じていくなどでは、有効活用させていただいているというふうに思っております。あわせて、町内の事業者さんの支援については、国の支援が昨年度あったわけでありましてけれども、新たな形で今年度なかなか見えてこない中で、先ほどの経営支援交付金など、厳しい状況の事業者さんをしっかり支えていこうということで、特に今回補正を組ませていただいたのは、さらにその中でも非常に苦しい状況を抱えておられる方々に追加の支援をしていくということで、予算措置をさせていただいたところであります。

様々、県や他の市町の内容などを見ると、特色的なところもありますが、それぞれタイムリーといいますか、町民の皆さん、住民の皆さんの期待に応えられるように工夫されているのかなというふうに考えております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 いや、私、お尋ねしたいのは、今は川西の町長というよりも、県町村会の会長のお話のような。私、川西のことを聞いている。様々な工夫されているようだけれどもという話でなくて、本町にあってはどうなのかと、こういう論点なんで、どうかひとつ、その辺は間違わないで答弁いただきたいんですが。

つまり、今、自由民主党総裁選挙の中で、4人の候補者のうち、コロナ対策については、財政規律というものは守らなければならないけれども、それは置いておいて、とにかく国民の安全・安心、生活を守っていく、命を守っていくということを第一義に主張されている方もおるわけですし、全く国を挙げて、与野党問わずそういう内容だと思う。

それを受けて、工夫ということでありますから、先ほど寒河江 司議員からあったとおり、今回提案されている上乘せ分については、ハードルがあると思いますけれども、やはり担当課長が申された、いわゆる基準に満たしておらないところは支障がないと思いますけれども、どうかひとつこの予算、当初に見込みました50、法人も含む事業主、これはひとつ100%の、まず支援をする工夫を逆にさせていただきたいというふうに思うわけですが、そのご決意をお尋ね申し上げたいと思います。

まずそれ、お尋ねしましょう。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 今回、上乘せ支援ということで、現在の新型コロナウイルス感染症の拡大、

この影響を特に受けていらっしゃる事業者の皆様方に、支援を拡充してまいりたいというふうに考えております。

拡充を実施する上で、何よりもやはり重要なこととなりますと、この支援策を幅広く皆様方にご理解をいただくということが必要となってまいります。これらの、この間の支援策も含めての取組の状況でございますが、本町、川西町におきましては、商工会内に相談窓口、これを設置をしながら、商工業者の皆様方の業況の確認、そしてまた、本町の支援策の有効活用に向けた相談業務に当たっていただいております。

あわせて、商工会から、商工会の会員の皆様はもとよりでございますが、町内で事業を実施していただいております事業者の皆様方を含めて、町の支援策につきまして、ダイレクトメールの形で周知に取り組んでいただいているところでございます。

そのほか、私ども町といたしましても、ホームページ、町報、フェイスブックなどの情報発信の仕組みを持っておりますので、これらの内容を含めまして周知に努め、これらの事業を該当する方々全てに有効に活用いただくように、私どもも努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 原田町長。

○町長 今、課長が申しあげましたけれども、本当に厳しい状況を抱えている事業者さんに、速やかに支援が届くように対応してまいりたいと思います。

○議長 高橋輝行君。

○11番 最後になりますけれども、今町長からあったとおり、ぜひ、この支援の内容が、必要な方に十分情報が伝わっておらない部分もあるのではないのかなという心配をするわけで、それは委託料として、商工会のほうにお願いをしているということでもありますけれども、さらに、所管の中でお聞きするに、1回の申請でなくて、1回取りあえず申請して、また再度ということも可能だというような情報なども、これ非常に貴重な情報だと思います。そういうことについては、必要な情報が十分伝わる、そういう手だてをひとつ、これはひとつ町長、頑張ってもらっていただきたい。

ちょっと細かな話になりますけれども、商工会に対する委託料関係、こういうものも国の交付金の対象になるんですか。あるいは、先ほど細かい話になりますけれども、職員の残業の時間外手当、これも交付金の対象になるわけですか。なるとするならば、この辺はやはり、よもやサービス残業ということはないと思うんですけれども、これは、そんなことになっちゃったら大変なことになるわけなんで、そういうことも含めて、これは、あるいは情報を、

さらに必要な人に手だてをするとすれば、当然、商工会のほうに追加の委託料というような、これはもらえる金だからなんていうわけでないけれども、当然精査して、当たっていただきたいものだというふうに思うんですが、今、何点か細かいところを申し上げましたけれども、ちょっと関単にお尋ね申し上げたい、それは担当課からでいいです。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、コロナの臨時交付金の対象の範囲ということで、商工会への支援は対象になるのかというご質問に関しましては、一連の支援策を実施する中で、先ほど井上課長からもお答えありましたとおり、相談窓口を設置していただいております。そういった経費については当然、一連の事業の中で、交付金の対象として交付するものであります。

あと、職員の時間外手当についてであります。こちらにも新型コロナ関係の対策に関する部分については、これも対象となります。これも通常の勤務上での時間外と、あとはコロナ対策で実施した時間外というのは、明確に区分して、勤務命令を区分けしておりますので、これも明確に対象となる部分として扱っております。

以上でございます。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 交付金の活用ができるのかというふうな部分につきましては、財政課長から今説明があったとおりでございます。交付金の活用となるということでございますが、その上で、現状どのような支援を講じているのかというふうなことににつきましては、各種支援策を実施するに当たりまして、先ほどお答えをさせていただきましたように、相談窓口、これを設置をいただいております。個別相談にも乗っていただき、各種交付金等の申請の支援も併せて行っていただいておりますので、その作成事務等に必要な人件費につきましては、川西町商工会経済対策支援事業補助金として、補助金を現在交付させていただいております。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 先ほど、時間外手当の支給の関係のご質問をいただいた内容になりますけれども、新しい庁舎に移行してからですが、入庁と退庁の時刻、それぞれＩＣカードで各職員が、入庁した時間、退庁した時間などが把握できるようになっております。そういった、それぞれの職員の時刻と、あと時間外命令簿の確認を各課長に確認していただくよう依頼しておりますので、その中で、サービス残業等はないように取組を行っているところでございます。

以上になります。

○議長 ほかに。

町長原田俊二君。

○町長 ちょっと余計なことかもしれませんが、我々としては、テイクアウトをはじめ、各種事業を町民の皆さんにしっかり伝える努力をさせていただきたいと思ひますし、あわせて、県のテイクアウトなども実際に行われたり、夏旅など大変効果があったというふうにお聞きしておりますので、県の事業などのメニューなんかも含めて、町民の皆さん、事業者の皆さんに丁寧にお伝えしていかなきゃいけないなど、改めて感じたところでありまして、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第26号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○議長 日程第5、発議第26号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者井上晃一君。

(1番 井上晃一君 登壇)

○1番 私より、発議第26号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年9月21日提出。

提出者、私、賛成者は記載の皆さんであります。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年本日付。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣宛て。

議長名であります。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第27号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について

○議長 日程第6、発議第27号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者井上晃一君。

(1番 井上晃一君 登壇)

○1番 引き続きまして、発議第27号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について、私より申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出する。

本日付。

提出者、賛成者に関しましては、記載のとおりであります。

豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書。

豪雪地帯対策については、これまで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法や豪雪法に基づく特例措置等により、往時に比べ冬期間の生活環境は大幅に改善したところであるが、近年、少子高齢化の進展や空き家の増加等による地域の克雪力の低下に加え、気候変動の影響による雪の降り方の変化に直面している。

特に、令和2年度の豪雪では、短期集中的な豪雪の影響により、要援護者世帯の除排雪の遅れや空き家の倒壊が生じ、さらには雪下ろし等除雪作業に伴い、高齢者を中心に多数の死傷者が発生するなど、多くの課題が明らかになった。

このように、豪雪地帯を取り巻く状況が変化する中で、住民の安全・安心を確保していく

ためには、これまでの国による支援措置に加え、豪雪地帯における様々な課題への迅速な対応を可能とする支援策が必要である。

よって国会並びに政府におかれては、特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設等の整備を促進するため、豪雪法第14条及び第15条の特例措置について10か年の延長を講ずるとともに、豪雪地帯の住民の安全・安心な生活を確保するため、雪処理の担い手確保など豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど総合的な対策を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

本日付。

宛先は記載の皆さんであります。

議長名となっております。

以上であります。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 この内容の、今委員長からあったとおり、意見書の内容は、特別措置法を10年延長とか財政支援、これは全くそのとおりだと思うんです。ただ、町長ね、これ意見書関係なんですけれども、私はこの中で、意見書のことですけれども、私の持論というか、例えば除雪の延長なども、必ずしも、例えば、具体的に申し上げませんが、ここは何とか除雪、ちょっと遠回りになるけれども、ここは我慢してくれというような、国に支援を求めるだけでなく、自ら工夫しながら、そういう除雪延長を少なくしていく。私はこれ、町民に対する痛み分けになりますけれども、これ必要だと思いますよ。答弁というよりも、要りませんけれども、答弁をいただく場面でないので、意見書関係なんですけれども、そういうことをみんなで常に見ますと、あるわけですよ。どこ地区って申し上げませんが、ここ3本も4本もというより、真ん中1本でいいんでないかということの中で、支援はいただきつつも、やっぱり町の負担分、そういう工夫が私はあるんでないかと思っているんで、そんな考えだけ申し上げて、意見書については頑張っていたきたい、頑張らなければならないと思います。

以上であります。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第28号 議員の派遣について

○議長 日程第7、発議第28号 議員の派遣について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者伊藤 進君。

(7番 伊藤 進君 登壇)

○7番 それでは、発議第28号 議員の派遣についてご説明申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年9月21日、本日提出であります。

提案者、賛成者については、記載のとおりであります。

めくっていただいて、議員の派遣について。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び川西町議会会議規則第128条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記。

1、山形県町村議会議長会主催町村議会議員研修会。

(1) 目的、議員の見識を広め、議会活動の円滑化に資する。

派遣場所は、山形市山形国際交流プラザ。

期日については、令和3年10月20日。

派遣議員については、議員全員ということであります。

よろしく申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎請願の審査報告

○議長 日程第8、請願の審査報告を行います。

請願第3号 小松幼稚園周辺道路整備についての請願。

本請願は、令和3年第2回川西町議会定例会において、産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長高橋輝行君。

(産業厚生常任委員会委員長 高橋輝行君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 報告申し上げます。

産業厚生常任委員会委員長請願の審査報告を申し上げます。

請願第3号、請願審査報告でございます。

令和3年第2回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託され、継続審査となっております請願第3号の審査が終了しましたので、その経過と結果について報告いたします。

本請願につきましては、去る6月17日に議場において、委員6名の出席と地域整備課長ほか関係職員の出席を得て、また、7月30日に第1委員会室及び現地において、委員6名の出席の下、地域整備課長ほか関係職員、請願者及び紹介議員の出席を得て、慎重に審査・検討いたしました。

本請願は、小松幼稚園付近の交通安全確保のため、周辺道路の整備について要望する趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、道路利用者と通園路・通学路の安全の確保のため、早急な対策が必要なことから、採択すべきであるといった意見や、当該地域の交通安全の確保について

は、都市計画道路三日町二井町線の整備により解消できることから、事業着手に向け取り組むべきであるとの意見が出されました。これは、都市計画道路の計画があるわけでありまして、その路線を指しておるわけでありまして、その路線を指しておるわけでありまして。

採決の結果、本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上、請願第3号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第3号 小松幼稚園周辺道路整備についての請願、産業厚生常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、請願第5号 米の需給調整に関する請願。

本請願は、本定例会において、産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものであります。このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長高橋輝行君。

(産業厚生常任委員会委員長 高橋輝行君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 請願第5号の審査結果を報告申し上げます。

令和3年第3回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました請願第5号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願につきましては、去る9月7日に議場において、委員6名の出席と産業振興課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査・検討いたしました。

本請願は、コロナ禍による米の予期せぬ需要減に対して、出来秋に向けた出口対策を強化・拡充する内容の意見を国に対し提出するよう求める趣旨のものであります。

採決の結果、本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決

定いたしました。

以上、請願第5号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第5号 米の需給調整に関する請願、産業厚生常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎発議第29号 閉会中の継続審査について

○議長 日程第9、発議第29号 閉会中の継続審査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会において、産業厚生常任委員会に付託した請願第6号 新型コロナウイルス感染症の取扱いを指定感染症二類相当から五類感染症に引き下げを求める意見書提出についての請願書は、審査未了のため、継続審査とされたい旨の申出がありましたので、これを許可いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第29号 閉会中の継続審査については、許可することに決定いたしました。

◎旧庁舎跡地利活用調査特別委員会報告

○議長 日程第10、旧庁舎跡地利活用調査特別委員会報告、これを議題といたします。

本案は、小松地区交流センターを核とした施設整備に関する調査について、旧庁舎跡地利活用調査特別委員会において調査を行ってきたものであります。このたび調査が終了したことから、川西町議会会議規則第77条の規定に基づく委員会報告書の提出がありましたので、議題とするものであります。

旧庁舎跡地利活用調査特別委員会委員長より報告を求めます。

旧庁舎跡地利活用調査特別委員会委員長遠藤明子さん。

○旧庁舎跡地利活用調査特別委員会委員長 私の方から、旧庁舎跡地利活用調査特別委員会調査報告を申し上げます。

1の付託事件から6の調査経過までは、記載のとおりでございます。

ページをおめくりいただきまして、4ページの7の調査結果を読み上げながら報告とさせていただきます。

令和3年5月7日、旧庁舎の跡地利活用に関し、小松地区交流センターを核としながら中心市街地の活性化について、調査するため特別委員会を立ち上げ、前述のとおり、川西町地域振興拠点施設整備基本計画策定時の検証・調査、小松地区地域振興協議会及び川西町商工会との意見交換等を行い、適宜に特別委員会全体での確認を行ってきた。このように、意見の集約や調査等を踏まえ、附帯意見を付し、次のような結果に達しました。

(1) 旧庁舎跡地利活用について。

旧庁舎は、町の中心市街地を形成する拠点として、その役割を担ってきた。まちづくりの推進及び中心市街地の活性化に資する整備を図るとする基本方針を踏まえるなら、施設整備にあっては、町民のみならず、町外からも老・若・子・男・女が集い、にぎわえる複合的な施設整備が求められる。

複合的な整備には、施設と機能に分類できるが、本基本計画においては、小松地区交流センターを核に、集い・交流によるにぎわいを創出する屋外機能を重視した計画となっている。本特別委員会では、こうした機能に加え、町民の生涯学習空間の確保と若者（高校生など）や高齢者、子育て世代が気軽に集い、また来町者をもてなす観光窓口機能を付加するなど、町なかに人を呼び込み、交流を拡大する可変性のある施設整備となるよう工夫すべきである。

このような町民が行き交う空間や学習の場を整備することにより、市街地の空洞化を防ぎ、かつ、飲食業や商業活動を活性化する役割も確保することができる。

将来的には、積雪寒冷地であることに配慮し、今回整備される機能をより一層有機的に活用し、にぎわいづくりを創出できる複合化（社会福祉協議会・観光協会・商工会など）を検討すべきである。

(2) 拠点施設整備について。

施設整備に当たっては、財政状況の厳しい中、地方創生拠点整備交付金等の有利な財源確保についての調査研究を行うとともに、関係団体の理解を得て、一括解体（旧庁舎及び中央公民館）により事業費の圧縮を図ること、また、PPP・PFIといった民間資金等活用事

業の導入等、比較検討も必要である。

跡地内の配置計画においては、駅前通りからの人流に配慮した配置とし、中心市街地活性化の観点から、一般県道椿川西線からの進入路の整備を図ること。

整備後の施設の活用方法、運用方法も含めて提示し、多くの人が利用できる体制を整備すること。

(3) 附帯意見。

本特別委員会は、旧庁舎の跡地利活用に特化して調査・議論を行ってきたが、中心市街地の活性化、にぎわいづくりの創出のため、限られた旧庁舎の跡地のみならず、周辺の土地利用を含め、将来展望に立ったランドデザインの樹立に努めるべきである。

以上、本特別委員会の調査結果の報告といたします。

以上です。

○議長 旧庁舎跡地利活用調査特別委員会委員長の報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら、発言を許します。

高橋輝行君。

○11番 私も特別委員会の委員であり、また小委員ということでもありますので、内容については承知している部分が数多くあるんですけども、私は、まず最初に、原田町長ね、身内で褒めるわけでないけれども、私はよく、大変精力的に、特別委員長の遠藤明子議員は、本当に一生懸命やっていただいたなというふうに思っているんです。町長もご同様だと思うんですけども。

この中で、私、特に手を挙げたのは、今回、最終的な報告ということになるわけでありまして、私に聞こえてくる話の中では、原田町長ということになるろうかと思っておりますけれども、3月の予算否決から始まりまして、議会側から回答が来ないので、次の手が打てないという話が伝わってきたんです。全く、どこにそういう情報源があるのかなということになります。

これは、町長は行政側のトップとして、当然、将来展望に立った計画で、職員を有効に使いながらお示しいただいていいわけですし、また、立法府の我々としては、それを適正にやっているかというお互いのやり取りでありますから、この辺は町長にお尋ねする場面でありませんが、私、あえて手を挙げたのは、これは申し上げておきたいと。そういうような、町民に、どこの情報だか分かりませんが、何かしら議会に責任がかかるような内容でなく、ひとつ、我々も努めなければなりません、その辺はお互いに大事にしなければ

ならない内容だというふうに思います。

それから、度々申し上げたんですけれども、地方創生の拠点の交付金事業の、そういう事業メニューの係は、針生課長のところでしょう。それから今度、具体的に跡地の関係ということであれば、これは遠藤課長のところでしょう。私、何回も申し上げているんですけれども、非常に町長、風通しが悪いんですよ、これ。ここでは具体的にやり取りは申し上げませんが、あまりひどければ、私、申し上げますよ。

ですから、原田町長、これ、縦割りにいけば、これは交付金の事業関係の窓口と実質的に進める係は、これは行政ですから、役割分担していると思うんですけれども、場合によっては、やっぱりその辺の、いわゆる部分はタッグを組んで、今もやっていらっしゃると思いますけれども、さらに、場合によっては事業を進めるほうの、いわゆるポジションというか、そういうものは、少し広げてやっていただけるような体制をつくっていただかなければ非常にいただけない、そういう場面が何回かありました。これを申し上げておきたいと。

いずれにしても、こういう複合化という内容でございます。いずれ、そういうような、勝手な持論を申し上げたような部分もありますけれども、以上だけ、まとめに当たって特に申し上げておくべきだと思い、今手を挙げたところであります。

以上であります。

○議長 ほかに。

橋本欣一君。

○9番 私は、特別委員会の中でも申し上げたんですけれども、そもそも3月議会での否決の討論の中では、町民意見の反映が十分でないんじゃないか、集約がなっていないんじゃないかということで、否決という結果を得たわけなんですけれども、特別委員会の中では、それぞれ各団体、商工会や団体との意見交換の場があったということで、まだまだ意見の集約が特別委員会としては足りないし、さらに、意見を発信するほうも足りないんじゃないかなと、こう思うんです。

今後、後段の特別委員会設置ということもございましてけれども、発展的にこの委員会を終結するというところでございまして、その場でぜひ、より多くの方のご意見を賜る場、あるいは議会側の意見を述べる場、これをつくっていただきたいと思っておりますけれども、委員長、これからの人事はまだ決まっていないわけなんですけれども、その点、否決になった原因を考えながらの調査特別だったのかなというふうにちょっと疑問があったもんですから、質問させてもらいますけれども、いかがでしょうか。

○議長 委員長遠藤明子さん。

○旧庁舎跡地利活用調査特別委員会委員長 遠藤です。

橋本議員からただいま意見を頂戴いたしました。私もそのとおりだと思います。なかなか町民の方々の意見が、まとめたものに反映されていないのではないかという疑問点もありました。ただ、当局側が計画を立てている期限もございまして、その中での板挟みではないのですが、何とかここをまとめていかなくちやいけないという私の立場もございまして、少ないながらも、いろんな方々のご意見等を頂戴しながら進めてきたつもりでございます。

足りないところは、これからまた新たに前進的な委員会が発足しましたら、その中で、いろんな方々からご意見を賜るように配慮しながら取り組みたいと思っております。

お答えにならないかもしれませんが、以上でございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 期間がない中での調査結果ということで、前段申し上げるべきで、大変ご苦労さまでした。よくまとまっているなというふうな、私、評価する立場ではないんですけども、私も複合化というものを以前申し上げておりましたので、いい結果が、いい報告ができたと思いますんで、ぜひ、私ども、まだまだ町民の方からぼろぼろ意見が出ているということを議員の方からも聞くわけですから、より開かれた場での、より多くの方との意見交流、ぜひ目指していただきたいと思います。

以上です。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかにないようでありますので、委員会報告を終わります。

なお、旧庁舎跡地利活用調査特別委員会は、調査が終了しましたので、消滅といたします。長期間調査、誠にご苦労さまでした。

◎発議第30号 特別委員会の設置について

○議長 日程第11、発議第30号 特別委員会の設置について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、井上晃一君。

(1番 井上晃一君 登壇)

○1番 1番井上です。

私より、発議第30号 特別委員会の設置について、上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出する。

本日付。

提出者、賛同者は、記載の皆さんであります。

特別委員会の設置について。

川西町議会委員会条例第5条の規定により、下記の特別委員会を設置する。

記。

- 1、委員会の名称、中心市街地活性化調査特別委員会。
- 2、委員会の定数、議長を除く12人。
- 3、委員会の設置期間、審査事件に係る調査が終了するまで。
- 4、委員会の審査事件、中心市街地活性化に関する調査。

先ほど、旧庁舎跡地利活用の委員長の遠藤さんの報告の附帯意見にもありましたとおり、町民の皆さんから意見を聞く中で、やはり旧庁舎跡地に限らず、疲弊している中心市街地の活性化に向けて、中心市街地活性化プロジェクトさんなどからも意見が出されているわけではありますが、やはり限られた庁舎跡地に何か建物が建って、中心市街地の活性化がなされるといった単純なことではないのではないかとということであります。

もっと幅広く中心市街地に町内外から人を呼び込むための施策を、行政側でも考えていただいているわけではありますが、議会としても、町民やそのほかの皆さんの意見を聞きながら、どうすればにぎわいを取り戻せるのかといったところを調査していきたいと思い、この発議とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 遠藤明子特別委員長の報告にあったとおり、それを受けて、今度はもう少し、いわゆる守備範囲を広げながら特別委員会を設置していくという考え方には、私も賛成であります。

その中で、特に私、申し上げておきたいのは、都市計画道路、先ほどの請願の報告でも申し上げましたが、原田さんが町長になられてから、1本も都市計画道路の計画になっている路線については手をかけていらっしやらないという記憶なんですけど、何かありましたっけ。これ当然、もともとある計画、まずこういうものをやることによって、先ほど請願書の報告

で申し上げたような内容も解消できるわけです。あるいは都市計画税の問題、あるいは過去に農業用水として使っておった萩野堀、あるいは中小松堀等々ありますよね。こういうもの、ほかにもいろいろありますけれども、ぜひひとつ、議会は議会として別だということではなくて、特別委員会がもし設置になれば、それこそ将来展望に立った内容を分析しながら審査をしていく、場合によっては提案もしていくということが大事だというふうに思います。その辺、提案者からちょっと簡単にコメントいただければ、お尋ね申し上げたい。

それから、私、ちょっとほっとしたのが、さっき遠藤明子委員長の報告に対して、橋本欣一議員が、俺も複合化、前から思ってたという言葉がありまして、ああそうかと、じゃ、私とそんなに考え方変わらないなということで(笑)、非常にほっとしたようなことで、今後ともそのような中で、これは是々非々で、いいものはいいということで、橋本欣一議員とタッグを組めることができるとするならば、これは大変ありがたいなというふうに思ったわけでありまして、そんなことも踏まえて、提案者、ひとつ頑張っていたいただきたいと思います、井上議員にお尋ね申し上げます。

○議長 井上晃一君。

○1番 ご質問ありがとうございます。またご意見賜りまして、今後そういった視点を大事にしながら進めてまいりたいと思います。

私も、やはり議会在単独で何かということではなくて、あくまで議会としての役割というものをも十分認識しながら、行政側の示された事案に関しましても、ちょっと提示はされていても進んでいないことであったり、そういったところの検証を含めまして、また、私も一般質問等で、中心市街地に関わるような内容のことをちょっと質問させていただきました。

やはりなかなか、いろいろ複雑に絡み合っていたところで、正直、割といろいろな箇所で、どこから手をつけていいか分からないような状況にちょっとなっているのではないかとこの部分がありまして、こんがらがった糸を解きほぐしていくかのごとく、作業を進めながら一つずつ問題を解決し、将来の発展につながるような報告をしたいと思っておりますので、ますますのご指導、ご鞭撻のほど、よろしく願いいたします。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案のとおり、中心市街地活性化調査特別委員会を設置することに賛成の方のご起立を求

めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、審査事件に係る調査が終了するまで、中心市街地活性化に関する調査を行うため、中心市街地活性化調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

なお、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会に正副委員長を置くこととされておりますので、これより休憩に入り、休憩中に本議場において中心市街地活性化調査特別委員会を開催し、同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選等をお願いいたします。

正副委員長の互選の結果につきましては、本職までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

開会時刻は口頭をもってお知らせいたします。

(午後 4時16分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 4時53分)

◎特別委員会正副委員長の互選について

○議長 特別委員会正副委員長の互選結果報告について、休憩中、中心市街地活性化調査特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

中心市街地活性化調査特別委員会委員長井上晃一君、同副委員長伊藤 進君、以上のとおりであります。

◎発議第31号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第12、発議第31号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会において、それぞれ検討され、申出があったものであります。

これを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第31号 閉会中の所管事務調査については、許可することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長 以上で全日程を終了いたしました。先ほど、日程第8、請願の審査報告において、請願第5号 米の需給調整に関する請願が採択されたことに伴う意見書の提出について、また、先ほど、中心市街地活性化調査特別委員会において、閉会中の所管事務調査について検討され、申出がありましたので、日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

間もなく午後5時になりますが、会議を進めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

ここで、議案配付のため、暫時休憩いたします。

(午後 4時56分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時57分)

◎発議第32号 米の需給調整に関する意見書の提出について

○議長 追加日程第1、発議第32号 米の需給調整に関する意見書の提出について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者高橋輝行君。

(11番 高橋輝行君 登壇)

○11番 意見書案を朗読をもって説明を申し上げたいと思います。

米の需給調整に関する意見書。

コロナ禍による予期せぬ需要減等により主食用米の民間在庫は業務用米を中心に増加し、令和3年6月末で219万トンと適正水準とされている180万トンを大幅に超過している。

農林水産省は令和3年7月29日の食糧部会において、3年産米の生産量見通し693万トン（作付転換△6.7万ヘクタール）をほぼ達成したとしたが、この見通しはコロナ禍による予期せぬ需要減まで見込んでいるものではなく、今後の作況が豊作基調となればさらに生産量は増加する。

令和2年産米がこの秋以降に持ち越されれば、3年産米の需給緩和と米価下落、加えて4年産作付けにも上乘せされ、稲作を根幹とする本県農業への甚大な影響が懸念される。

については、持続可能な水田農業の維持・発展に向け、下記のとおり強く要望する。
記。

コロナ禍による予期せぬ需要減に対して、政府備蓄米の運用改善等あらゆる政策を総動員した市場隔離の実施、さらには倉庫の新設や低温倉庫の改修にかかる支援等、出来秋に向けた出口対策を強化・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月21日。

衆議院議長、以下記載のとおりであります。

提出者、山形県川西町議会、議長鈴木幸廣。

以上であります。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第33号 閉会中の所管事務調査について

○議長 追加日程第2、発議第33号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、中心市街地活性化調査特別委員会において検討され、申出があったものであります。これを許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第33号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 これをもって、令和3年第3回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午後 5時04分)